

令和7年9月22日  
長野県司法書士会

## 事業報告書

### 第1 相談会名

司法書士による

「相続・遺言・成年後見・空き家無料相談会&勉強会 in 宮田村」

### 第2 開催日時

令和7年9月9日（火）午後1時30分～午後4時30分

### 第3 開催方式及び会場

#### 1 面談相談会

- (1) 会場 宮田村民会館
- (2) 実施形態 予約制
- (3) 相談時間 30分

#### 2 勉強会

- (1) 会場 宮田村民会館
- (2) 実施形態 予約不要
- (3) 時間 午後1時30分～午後3時00分（1時間30分）

### 第4 開催趣旨

昨今問題となっている所有者不明土地問題や空き家問題等に対応すべく法改正が相次ぐ中、昨年4月1日から相続登記が義務化されました。それに伴い相続に関する相談が急増する中、長野県司法書士会は昨年4月18日、長野県市長会及び長野県町村会と「相続登記、空き家対策、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度等に係る協定」を締結しました。この協定の締結に

より、長野県司法書士会は長野県内すべての市町村と連携して空き家対策と所有者不明土地等の社会問題の解決に向けた取組みを進めています。この取り組みの一環として宮田村で相続や遺言、空き家問題についての相談をお受けする出張無料相談会を開催することといたしました。

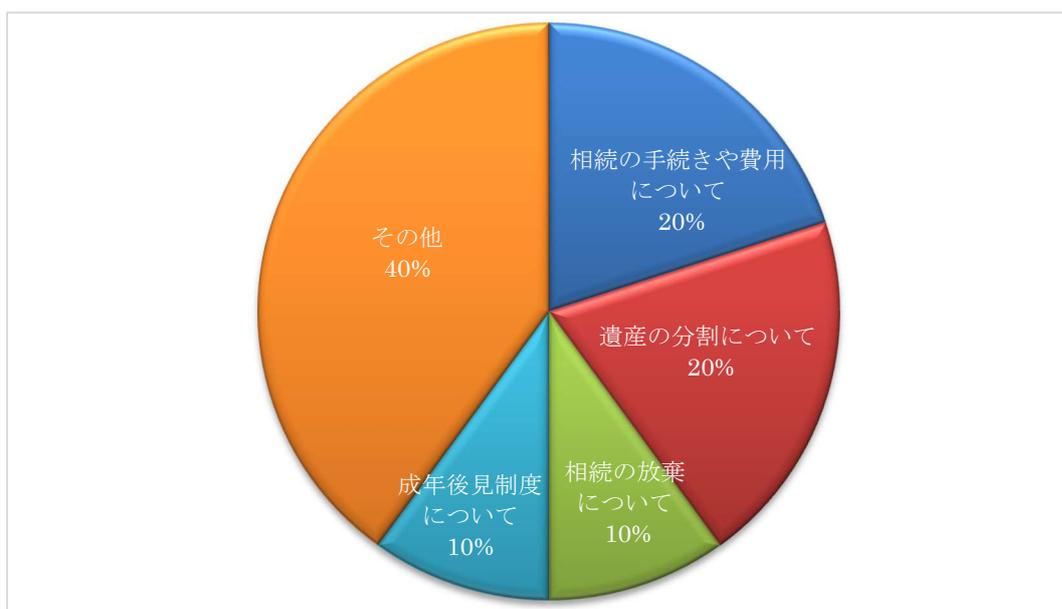
また、相続問題を解決するにあたり、遺言や成年後見、空き家問題が密接に関連するケースも少なくありません。それらの相談需要に応えるべく、成年後見制度に精通する一般社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部（以下、「リーガルサポート」）と長野県司法書士会の共催にて、宮田村の後援をいただき、出張無料相談会を開催することといたしました。

さらに、「相続、遺言の基本と成年後見制度、空き家問題について」と題し、リーガルサポートの会員を講師とした勉強会も同時開催しました。

## 第5 相談件数 6件

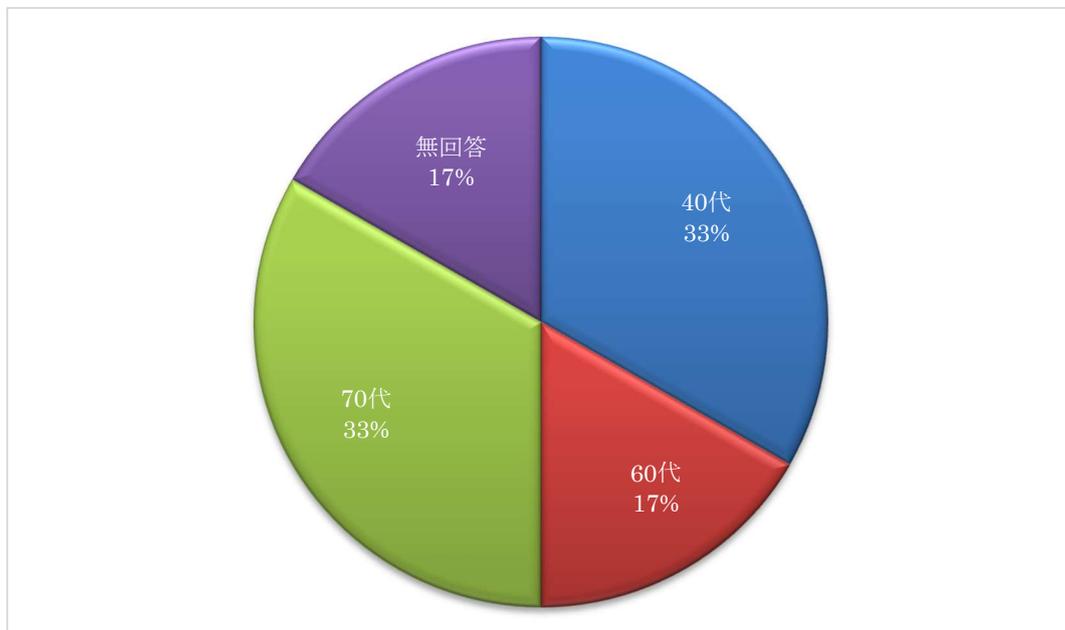
### (1) 相談内容（複数回答あり）

相続の手続きや費用について	2人	遺産の分割について	2人
相続の放棄について	1人	成年後見制度について	1人
その他	4人		



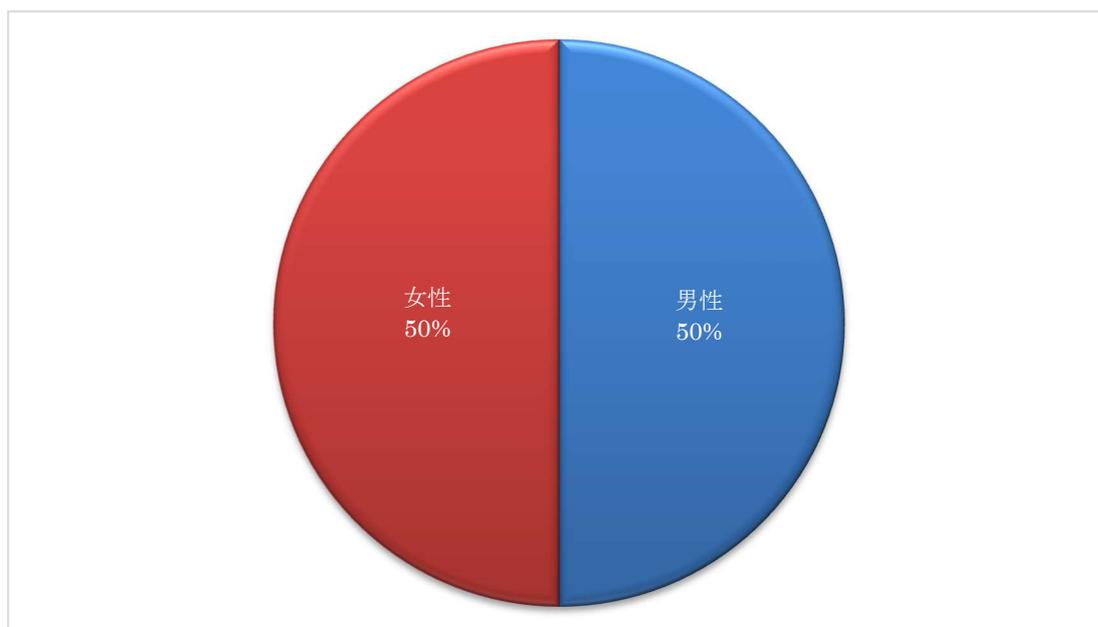
(2) 年代

40代 2人      60代 1人      70代 2人      無回答 1人



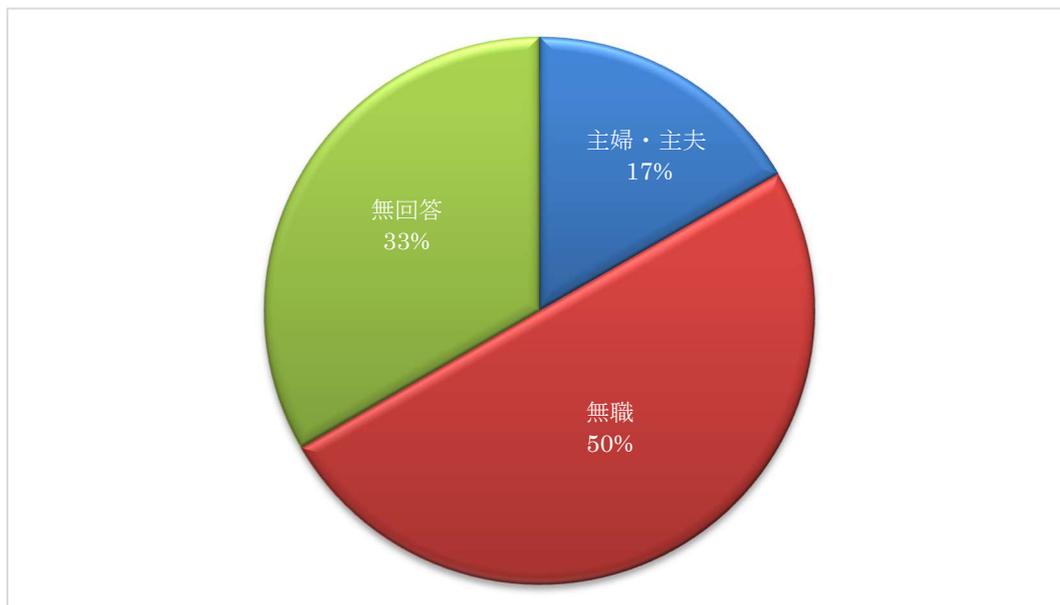
(3) 性別

男性 3人      女性 3人



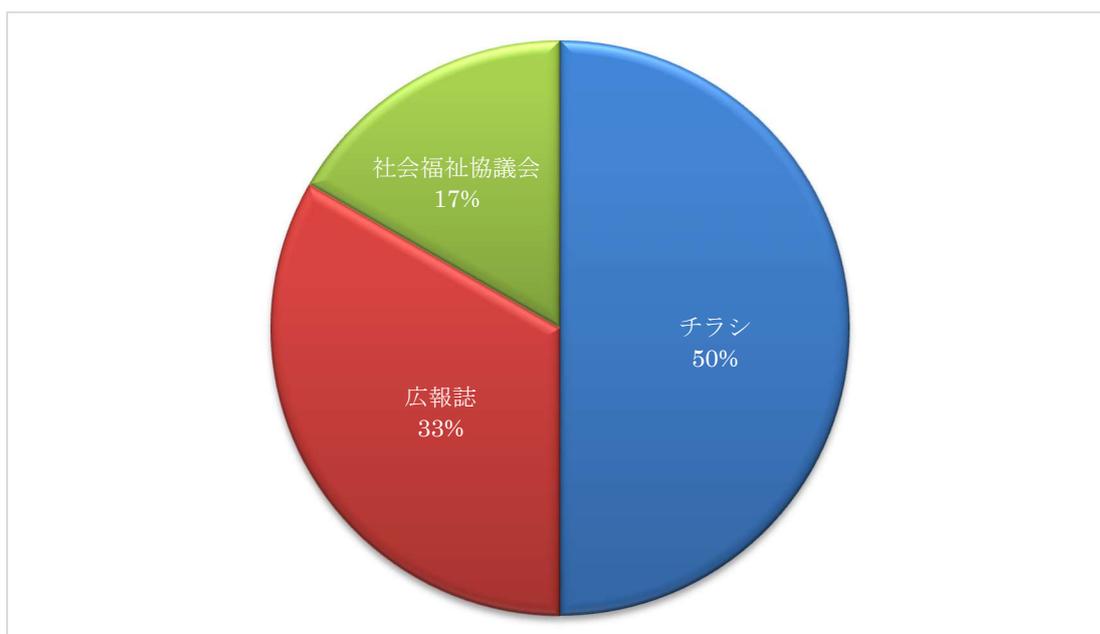
(4) 職業

主婦・主夫 1人      無職 3人      その他 2人



(5) 紹介元

チラシ 3人      広報誌 2人      社会福祉協議会 1人



## 第6 主な相談内容

- ・ 姉が死亡し空き家になってしまったため、空き家バンクに登録したい
- ・ 亡父名義の建物に姉の家族が住んでいるが、支払うべき費用等も払わず、話し合いにも応じない
- ・ 成年後見制度の申し立てを検討している。制度全般について相談したい
- ・ 父母が高齢。相続、生前贈与、家族信託について相談したい
- ・ 一人暮らしだが子供がおらず将来自分が認知症等になった場合に備えて今住んでいる家をどのように管理していくべきか

## 第7 勉強会参加者 15名

## 第8 実施した感想・コメント・今後の対応

相談会を開催した上伊那郡宮田村は、人口8,710人（令和7年9月1日現在）で、伊那市に隣接する自治体です。

前述のとおり、長野県司法書士会では、昨年4月18日に長野県市長会及び長野県町村会と「相続登記、空き家対策、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度等に係る協定（以下、「連携協定」という。）」を締結しています。その連携協定に基づき、相続登記や空き家対策等の社会問題の解決に向けて市町村と連携する取組みの一環として、本相談会・勉強会を開催するに至りました。本相談会・勉強会では、宮田村に後援をいただき、会場の確保、広報、さらには予約の受付等、全面的にご協力をいただいていた開催となりました。

さて、当日の様子ですが、本相談会は予約制とし、相談員を2名配置（内1名はリーガルサポート会員）、最大12件の相談を受託できる体制を整えたところ、全6組の相談をお受けいたしました。相談内容は、すでに発生している相続及びそれに関連した成年後見や空き家といった相談、また、近い将来発生する可能性のある、自身や親族の相続、成年後見、自宅の処分や管理等多岐に渡るものでし

たが、いずれも本相談会の趣旨に合致する相談内容であったと思います。誰もがいつかは当事者となる「相続」についての関心の高さが窺えるとともに、その相続問題も一筋縄ではいかない複雑な背景が存在することを改めて実感した相談会となりました。

一方、勉強会は予約不要のためどれくらいの参加者があるか不安もあった中、15名の方にご参加いただき、そんな不安も杞憂に終わりました。本勉強会の講師は、リーガルサポート会員でもあり、先日発足した「宮田村空き家等対策協議会」のメンバーでもあるため、相続から成年後見、空き家問題まで余すことなく、事例を交えながらの解説で、大変わかりやすい勉強会になったのではないかと自負しております。勉強会に参加された方の中には、「すごく勉強になった。参加して良かった。」と大変ありがたいお言葉も頂戴しました。

相続や空き家、所有者不明土地、成年後見等々の問題は、互いに密接に関連しており、事案によっては司法書士や行政が単独で解決に導くことが難しい問題も少なくありません。むしろ、近年では、以前に比べると複雑化した問題も多く、また、その解決に至るまでのプロセスも数多く存在するため、各士業や行政といった関係各所が連携をとらないと解決に導くことが難しいケースが増加していると感じております。少子高齢化や2040年問題、相続人が遠隔地に居住している等で、今後ますます難解なケースが増加する事が想定される中、これまで以上に関係各所の連携が重要になってくるものと考えています。

これからの大相続時代を迎えるにあたり、我々長野県司法書士会は、関係各所とスムーズな連携がとれるよう努めていくと共に、今後もこのような相談会や勉強会といったプロボノ活動を継続していくことをお約束し、本事業の報告とさせていただきます。

## 第9 当日の様子（勉強会）

